

## 〔国内関連法〕

### ○文化財保護法（抄）（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成23年5月2日法律第37号） （文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1. 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
2. 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
3. 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
4. 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
5. 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
6. 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

## 第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第94条 （国の機関等が行う発掘に関する特例）

第95条 （埋蔵文化財包蔵地の周知）

第96条 （遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第97条 （国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第98条 （文化庁長官による発掘の施行）

第99条 （地方公共団体による発掘の施行）

（返還又は通知等）

第100条（旧59条） 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

（提出）

第101条（旧62条） 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等

の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 (旧61条) 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

第103条 (引渡し)

第104条 (国庫帰属及び報償金)

(都道府県帰属及び報償金)

第105条 (旧63条) 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

第106条 (譲与等)

第107条

(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

○遺失物法(抄)(平成18年6月15日法律第73号、明治32年3月24日法律第87号の全部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 埋蔵物並びに準遺失物(誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。)をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること(埋蔵物及び他人の置き去った物にあつては、これを発見すること)をいう。

第2章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第1節 拾得者の義務

第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第2節 警察署長等の措置

(書面の交付)

第5条 警察署長は、前条第一項の規定による提出(以下この節において単に「提出」という。)を受けたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

(公告等)

第7条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

1 物件の種類及び特徴

2 物件の拾得の日時及び場所

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から三箇月間(埋蔵物にあつ

ては、六箇月間)は、前二項に定める措置を継続しなければならない。

### 第3章 費用および報労金

(遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第32条 すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得する。ただし、民法第241条ただし書に規定する埋蔵物については、同条ただし書の規定の例による。

#### ○旧遺失物法 (抄) (明治32年3月24日法律第87号。最終改正：平成11年12月22日法律第160号)

第1条 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求権ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察署長ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

第13条 埋蔵物ニ関シテハ第十条及第十条ノ二ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス

#### ○民法 (抄) (明治29年4月27日法律第89号。最終改正：平成18年6月21日法律第78号)

### 第2編 物 権

#### 第3章 所有権

##### 第2節 所有権の取得

(遺失物の拾得)

第240条 遺失物は、遺失物法(平成18年法律第73号)の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

(埋蔵物の発見)

第241条 埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。

#### ○水難救護法 (抄) (明治32年3月29日法律第95号)

### 第2章 漂流物及沈没品

第24条 漂流物又は沈没品を拾得したる者は遅滞なく之を市町村長に引渡すべし。但し其の物件の所有者分明なる場合に於ては拾得の日より七日以内に限り直に其の所有者に引渡すことを得。

2 前項但書の場合に於ては拾得者は所有者より河川に漂流する材木に在りては其の価格の十五分の一、其の他の漂流物に在りては其の物件の価格の十分の一、沈没品に在りては其の物件の価格の三分の一に相当する金額以内の報酬を受來ることを得。

第25条 市町村長は引渡を受けたる物件を保管すべし。

2 市町村長は前項の物件を所有者に引渡すべきことを公告すべし。但し其の所有者知れたるときは公告すべき事項を直に其の所有者に告知すべし。此の場合に於ては公告を須えざることを得。

第28条 前条の期間内に所有者物件の引渡を請求せざる時は又は物件の引渡を請求せざる意思を表示したるときは市町村長は期間を定め其の期間内に物件の引渡を受くべきことを拾得者に告知すべし。

2 拾得者は前項の期間内に公告、保管、公売又は評価に要したる費用を市町村長に納付し物件の引渡を受くるに因りて其の所有権を取得す。

3 拾得者に於て前項に期間内に物件の引渡を受けざる時は市町村長は其の物件を公売し其の代金より前項の費用を控除すべし。此の場合に於て残余あるときは市町村の取得とす。